

VII 環 境 保 全

1 大気保全事業

2 水質保全事業

3 騒音・振動防止事業

4 公 害 苦 情

5 その他の環境保全事業

1 大気保全事業

(1) 監視体制

ア 環境の監視

大気汚染防止法第22条に基づき大気の汚染の状況を監視するため、一般環境大気測定局8局、自動車排出ガス測定局3局、気象観測局1局の計12カ所で硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダントや炭化水素等16項目を測定している。測定データは毎時、環境保全課へ集められ、常時監視を行っている。

大気常時監視状況

No.	測定局	設置場所	所在地	測定項目												設置年月
				二酸化硫黄	微小粒子	浮遊物質	光化学物質	窒素酸化物	日射量	風速	温度	放射能	一酸化炭素	炭化水素	騒音	
一般環境大気測定局																
1	興除興除中学校	南区中畦 589-4		○		○	○	○	○				○			S47.6
2	江並江並遊園地	中区江並 428-73		○	○	○	○	○	○							S46.3
3	南輝南輝小学校	南区南輝三丁目 6-9		○		○	○	○	○	○	○	○				S48.8
4	吉備陵南小学校	北区東花尻 241-1				○	○	○	○							S48.8
5	出石出石コミュニティハウス	北区幸町 10-10		○		○	○	○	○							S48.8
6	西大寺西大寺中学校	東区西大寺上一丁目 20-60		○		○	○	○	○							S53.9
7	東岡山財田小学校	中区長岡 58-2			○	○	○	○	○							S55.1
8	五明五明公会堂	東区西大寺五明 186		○		○	○	○	○				○			H18.3
自動車排出ガス測定局																
9	西祖水道局第2取水井1部	東区西祖 1-4及び1-5				○		○	○				○			H18.3
10	青江用水上	南区青江六丁目 3-16				○		○	○		○		○	○	○	S56.3
11	南方高等学園	岡山市立岡山後楽館中学校・校	北区南方一丁目 3-65		○	○		○						○		S53.9
気象観測局																
12	高倉山高倉山山頂	赤磐市西中字西山 1636-310							○	○	○					S52.10
微小粒子状物質追加測定地点																
13	建部建部小学校	北区建部町富沢366		○												H26.4
14	西祖農集	西祖地区農業集落排水処理場	東区西祖215	○												H26.4

※建部及び西祖農集の暫定測定期のデータについては、テレメータが未接続です。

イ 煙道中ばい煙等濃度調査

市内の固定発生源のうち、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設について、ばい煙排出状況の実態を把握し、今後のばい煙削減対策に役立てることを目的に3施設(1事業場)で実施している。

ウ 酸性雨調査

森林の枯死等生態系に深刻な被害をもたらす酸性雨の環境への影響は、工場や自動車から排出される窒素酸化物や硫黄酸化物が主な原因といわれている。

このため、市水道局水質試験所（北区三野一丁目2番1号）で酸性雨の調査を実施し、実態把握に努めている。

エ 臭気測定調査

悪臭発生事業場の立入調査及び臭気測定を実施することにより、その実態を把握するとともに今後の悪臭防止対策の推進を図り、さらには市民の生活を保全することを目的に13地点（8事業場）で実施している。

オ アスベスト環境測定調査

大気環境中におけるアスベストの濃度を測定することにより、市民の生活環境の保全を図ることを目的に、3箇所6地点で実施している。また、発生源周辺等のアスベスト調査として吹付けアスベスト除去作業場1箇所6地点で実施している。

カ 有害大気汚染物質対策調査

大気汚染防止法に基づき、人の健康への影響が懸念される有害大気汚染物質（21物質）について、大気環境中における濃度を把握するため、6地点で実施している。

キ ダイオキシン類対策環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境基準の達成状況を把握するため、南輝小学校、陵南小学校及び東区役所瀬戸支所で実施している。

（2）事業場等の状況（平成28年3月末現在）

ア ばい煙発生施設届出状況

①大気汚染防止法

施設種類	施設数
ボイラー	528
焙焼炉・焼結炉・煅焼炉	9
金属溶解炉	24
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	22
窯業焼成炉・溶融炉	5
反応炉・直火炉	4
乾燥炉	50
廃棄物焼却炉	32
ガススターバン	58
ディーゼル機関	261
ガスマシン	10
合計	1,003
工場・事業場数	425

イ 粉じん発生施設届出状況

①大気汚染防止法

施設種類	施設数
堆積場	46
コンベア	72
破碎機・摩碎機	75
ふるい	28
合計	221
工場・事業場	50

②岡山県環境への負荷の低減に関する条例

施設種類	施設数
セメントサイロ	36
バッチャーブラント	22
合計	58

②岡山県環境への負荷の低減に関する条例

施設種類	施設数
金属の表面処理施設	1
合計	1

ウ VOC排出施設届出状況

①大気汚染防止法

施設種類	施設数
乾燥施設(塗装用)	9
乾燥施設(剥離紙等製造用(接着用))	1
乾燥施設(前項以外(接着用))	9
乾燥施設(グラビア印刷用)	18
揮発性有機化合物の貯蔵タンク	1
合計	38
工場・事業場数	8

エ 有害ガス発生施設届出状況

①岡山県環境への負荷の低減に関する条例

施設種類	施設数
繊維製品製造用施設	3
木材等製造用施設	11
化学工業品等製造施設	201
出版・印刷物製造用施設	87
ゴム製品製造用施設	198
鉄鋼等製造施設	28
金属製品等製造施設	120
合計	648

オ 特定粉じん排出等作業届出状況

作業の種類	届出件数				合計
	吹付石綿	断熱材	保温材	耐火被覆材	
1の項	9	1	3	0	13
2の項		2	2	0	4
3の項	0	0	0	0	0
4の項	7	7	20	6	40
合計	16	10	25	6	57

作業の種類は大気汚染防止法施行規則別表第7を参照

カ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設についてはダイオキシン類の排出が規制されるとともに、自主測定が義務づけられている。

大 气 基 準 適 用 施 設	事 業 場 数	施 設 数
廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	8
	2~4t/h	1
	2t/h未満	40
合 計		49
水 質 基 準 適 用 施 設	事 業 場 数	施 設 数
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び、灰の貯留施設であつて汚水及び廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	7
	灰の貯留施設	3
合 計		9
		10

(3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律

(化管法)に基づく特定化学物質対策

化管法では、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる物質として政令で指定された462物質について、一定の要件を満たす事業者は、環境中への排出量や廃棄物等に含まれて事業所の外に移動する量(前年度分)を自ら把握し、都道府県または都道府県から事務を委譲された政令市を経由して、国へ届出こととなっている。(平成18年度から、県から委譲)

平成27年度(平成26年度分) 199事業所

2 水質保全事業

(1) 監視体制

ア 特定事業場排水監視

水質汚濁防止法第22条及び岡山県条例に基づき、濃度規制及び総量規制対象事業場の排出水の監視を行っている。

年 度	23	24	25	26	27
延べ事業場数	132	143	155	144	171
総項目数	1,175	1,172	1,344	1,264	1,444

イ 発生源水質常時監視

CODの総量規制が昭和55年度に施行されたことに伴い日平均排水量50m³以上の特定事業場について、CODの汚濁負荷量の測定が義務づけられたが、そのうち自動測定機器を設置した中の8事業場について得られた測定データをテレメーターによって環境情報センター及び環境保全課に転送し、総量規制の監視を行った（平成28年3月末まで）。

発生源水質測定期局設置事業場			(平成28年3月末現在)
㈱岡山製紙	日本エクスラン工業㈱	アテナ製紙㈱	
山陽板紙工業㈱	㈱クラレ	(独) 国立印刷局 岡山工場	
大建工業㈱	ティカ㈱		

測定項目：排水量、COD、COD負荷量

ウ 公共用水域の監視

水質汚濁の状況を監視するため、旭川、吉井川、笛ヶ瀬川、倉敷川の4河川を含む主要な河川と用排水路、児島湖及び児島湾において、水質測定を行っている。

(2) 事業場等の状況

ア瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請及び届出件数

年 度	23	24	25	26	27
届出件数	41	35	28	34	48

イ 水質汚濁防止法に基づく届出件数

年 度	23	24	25	26	27
届出件数	162	178	199	190	161

ウ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出件数

年 度	23	24	25	26	27
届出件数	7	3	0	2	2

3 騒音・振動防止事業

(1) 監視体制

騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場・事業場並びに建設作業に対する規制と指導及び自動車騒音、道路交通振動等の状況調査を実施している。

- ア 道路に面する地域(43地点)
- イ 道路交通振動(2地点)

(2) 事業場等の状況(平成28年3月末現在)

ア 騒音規制法

施設の種類	工場数	施設数
金属加工機械	181	925
空気圧縮機等	629	4,755
土石用破碎機等	64	272
織機	8	171
建設用資材製造機械	27	34
穀物用製粉機	2	7
木材加工機械	67	212
抄紙機	4	10
印刷機械	93	563
合成樹脂用射出成形機	13	113
鋳型造型機	10	34
合計	1,098	7,096

イ 振動規制法

施設の種類	工場数	施設数
金属加工機械	174	1,029
圧縮機	295	1,120
土石用破碎機等	69	308
織機	7	172
コンクリートブロックマシン等	8	10
木材加工機械	3	6
印刷機械	77	315
ゴム練習用又は合成樹脂用ロール機	7	31
合成樹脂用射出成形機	13	120
鋳型造型機	9	29
合計	662	3,140

ウ 騒音に係る特定建設作業届出件数

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	47
びょう打機を使用する作業	5
さく岩機を使用する作業	251
空気圧縮機を使用する作業	109
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2
バックホウを使用する作業	171
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	4
合計	589

エ 振動に係る特定建設作業届出件数

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	49
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	178
合計	227

4 公害苦情

市民からの苦情に関しては、公害問題の複雑化、多様化、広域化とともにその原因と被害の因果関係の究明には科学的、専門的な知識を要することから、単独又は関係機関の協力を得て処理している。

公害苦情件数

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成27年度	39	41	107	16	45	11	259

5 その他の環境保全事業

(1) 環境保全協定（旧公害防止協定）

環境保全協定の締結は、法令等を補完し、あるいは法令等の基準より厳しい内容を定めるこにより、環境保全上の支障を未然に防止しようとするもので、岡山市環境保全条例で市長の責務として規定している。

市内の主要企業を対象に協定締結を進め、現在61社と締結している。

また、環境保全協定に準ずるものとして、公害の未然防止や環境負荷の低減を誓約した誓約書が、22社提出されている。

(2) 岡山市環境保全条例

岡山市環境保全条例は、公害の未然防止の観点から、一定規模以上の建築物(特定建築物)に対し、建築する際に届出を義務づけている。さらに大気汚染防止法、騒音規制法の届出対象外である一定規模以上の施設を特定施設と定め、規制基準を適用している。

同条例による届出状況は以下の通りである。

届出件数

届出項目 年 度	特定建築物	特 定 施 設			名称変更等
		ばい煙	粉じん	騒 音	
平 成 27 年 度	39	1	1	39	148

施設設置状況 (平成28年3月末現在)

項 目	ばい煙	粉じん	騒 音
設置数	137	217	5,984

(3) 自然公園等

市内には県立自然公園として、吉備史跡県立自然公園をはじめとする4地域が指定されており、平成18年度より指定地域内の土地の形状変更などの事前の届出、許可業務を市で実施している（国立公園については、意見を付して県に進達）。市内を通過する中国自然歩道については、県から委託された維持管理業務を実施している。

(4) 自然環境保全

ア 身近な生きものの里

市民が行う身近な野生生物をシンボルとした環境保全活動を市民と行政が協働で推進し、それぞれの地域特性に応じた身近な自然を大切にする地域づくりを図る。（平成20年度、ホタルの里事業から移行）

平成27年度末での指定は、足守、大井、福谷、下高田、高島・旭竜、山南、曹源寺、室山、竹枝、宇甘西、豊、灘崎、龍泉寺、千種の14地区。

イ 希少野生生物の保護

種の保存法に指定された淡水魚スイゲンゼニタナゴ及びアユモドキの保護のための事業調整、活動を行っている。

(5) 第2次岡山市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画

岡山市環境保全条例に基づく第2次岡山市環境基本計画及び地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定（平成24年3月）し、各施策において成果指標を設け目標達成に向け取り組んでいる。

(6) 岡山市もったいない運動

市民・事業者・行政がそれぞれの特性に応じ、「もったいない」を合い言葉として、人々の意識改革や環境にやさしいライフスタイル・活動の輪を広げていくことを目指し、「岡山市もったいない運動」を推進している。

(7) 環境パートナーシップ事業

市民、事業者の自発的な環境保全活動の推進のため、市民向けのエコボランティア活動、事業者向けのグリーンカンパニー活動を支援している。

(8) スマートエネルギーの普及推進

1) 住宅用太陽光発電システム設置等補助事業

本市の地域特性である太陽光を活用するため、市内の住宅に太陽光発電システムを設置した個人等に対し、経費の一部を助成した。

2) 省エネ設備等導入補助事業

省エネルギー等の推進を図るため、個人または事業者が自然エネルギー等の設備を設置する場合、経費の一部を助成した。

3) 市有施設への太陽光発電システム設置事業

市としての率先行動として、府内に岡山市市有施設太陽光発電等推進委員会を設置（平成23年度）し、市有施設への太陽光発電システムや電気自動車等の導入方針を定め、太陽光発電等の効果的かつ計画的な導入を進めている。

4) 市民共同発電事業

平成14年度からNPO法人との協働により行っている市民共同発電所事業（平成27年度末現在5箇所）を継続して支援している。

5) 電気自動車等導入補助事業

電気自動車（プラグインハイブリッド車含む）を導入する者に対し、経費の一部を助成した。

(9) E S C O事業

岡山ふれあいセンターへE S C O事業を導入（平成24年度サービス開始）し、エネルギー使用の削減、維持管理費の節減を図っている。

(10) ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止への取組として、環境省が2003年から主唱している「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に賛同し、事業所、市有施設におけるライトアップ施設や家庭内における消灯を呼びかけるとともに、7月7日のクールアースデーに、街頭キャンペーンやキャンドルナイトイベントを行い、家庭や職場における取組を推進した。

(11) 環境月間パネル展

環境の日（6月5日）を含む6月が「環境月間」であることから、環境保全に関する普及・啓発のため、6月6日・7日の2日間、市役所本庁舎1階市民ホールにおいてパネル展を開催した。地球温暖化をはじめとする様々な環境問題と話題になったPM2.5などに関するパネルや、体験型展示コーナーを設置して、環境について考える機会の提供を行った。

(12) こどもエコクラブ

こどもエコクラブの登録窓口として登録数の拡大に努めるとともに、岡山県、岡山東法人会との共催により、県内のエコクラブの活動発表会を開催し、各クラブの一年間の成果発表と意見交換を行った。

(13) 啓発事業

市民に、現在起こっている様々な環境問題を身近なこととして考え、行政等とともに行動していただくことを願って、下記のような様々な行事を実施した。

ア 水辺教室

市内に棲む魚や昆虫などを実際に採取し、その生物を通して川の様子を観察し、市内の水辺環境を保全するために何をすべきかなどを考える契機としている。

イ 児島湖流域清掃大作戦

地域内の住民の水質浄化意識の高揚と浄化実践活動を促進するため、児島湖に流入する用水路等において、行政及び民間団体等が一体となって、一斉清掃を実施している。

ウ 地球環境問題ポスターコンクール

「地球環境問題」についての意識の高揚を図るため、市内の小学4年生から中学3年生の児童・生徒を対象にして、「地球環境問題」にかかるポスターを募集している。応募数651点。なお、入選以上の作品については展示を行い、環境保全活動に活用している。

エ 児島湖流域環境保全推進パネル展

児島湖流域の環境保全意識の高揚を図るため、児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールの優秀作品の展示、生活排水対策パネルの展示、パンフレット・啓発用品の配布等を行っている。

オ ノーマイカーデー運動

CO₂削減など環境への負荷の低減を図るため、行政の率先行動の一つとして、平成16年度からマイカーを自粛して通勤する取組を開始し、この運動を通じて普段の生活においても地球環境保全を考える契機としている。また、平成27年度は、七夕の日の「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に併せて、市独自で職員向けにノーマイカーデー運動を実施した。

(27年度実績) 岡山県下統一ノーマイカーデー運動：5月と10月の最終金曜日に実施

カ エコドライブ講習会

自動車から排出される二酸化炭素の抑制を図るため、市内に在住又は在勤している人を対象に、岡山県運転免許センターにおいて実施（3回）した。